

○厚生労働省告示第百八号

介護保険法（平成九年法律第二百一十三号）第五十一条の三第一項第一号及び第六十一条の三第一項第二号の規定に基づき、介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十一条の三第三項第二号に規定する滞在費の負担限度額（平成十七年厚生労働省告示第四百四十四号）の一部を次のように改正し、平成二十七年八月一日から適用する。

表を次のように改める。

厚生労働大臣 塩崎 恭久